

議案第97号

川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例の一部を  
改正する条例の制定について

川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正  
する条例を次のとおり制定する。

平成28年 5月27日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例の一部を  
改正する条例

川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例（平成26年  
川崎市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第31条第7号イの表及び第47条第7号イの表中「外気に向かって開くこ  
とのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が  
定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められる  
ものに限る。）を有する付室」を「付室（階段室が同条第3項第2号に規定す  
る構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）」に、  
「同条第3項第2号、第3号及び第9号」を「同条第3項第3号、第4号及び  
第10号」に改める。

附則に次の見出し及び4項を加える。

（小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る  
特例）

- 6 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第32条第2項各号又は第48条第2項各号に定める数の合計数が1となるときは、第32条第2項又は第48条第2項に規定する保育士の数は1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が1人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。
- 7 前項に規定する事情に鑑み、当分の間、第32条第2項又は第48条第2項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を、保育士とみなすことができる。
- 8 附則第6項に規定する事情に鑑み、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所（以下この項において「小規模保育事業所A型等」という。）において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所A型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第32条第2項又は第48条第2項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。
- 9 前2項の規定を適用するときは、保育士（法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、第32条第3項若しくは第48条第3項又は前2項の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（前2項の規定の適用がないとした場合の第32条第2項又は第48条第2項の規定により算

定した数をいう。)の3分の2以上、置かなければならない。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 参考資料

#### 制 定 要 旨

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所における乳児、幼児等が少数である時間帯に係る保育士の配置要件を緩和すること、配置すべき保育士の数の算定に当たり幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者を保育士とみなすことができることとすること等のため、この条例を制定するものである。